岐南町都市農業振興基本計画

令和3年度 ~ 令和7年度

令和3年3月

目 次

第1	はじめに						•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
1.	岐南町都	市農業振り	興基本計	画策	定の	趣旨	ੂੰ •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
2.	基本計画	における	都市農業	色の定!	義 •		•	•			•	•			•			1
3.	基本計画	の位置付け	ナと計画	期間			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
第2	関係する	る団体等の	役割と	期待さ	られる	るこ	と				•				•		•	3
1.	行政等•							•			•	•	•	•	•	•	•	3
2.	農業協同	組合等関係	系団体・					•			•	•	•	•	•	•	•	3
3.	農業者・							•	•		•	•	•	•	•		•	3
4.	町民・・						•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4
第3	都市農業	美の現状・	課題 •					•			•				•		•	5
1.	都市農業	をめぐる	伏況の変	2化•			•	•	•		•	•			•	•		5
2.	本町にお	ける都市	農業の現	見状・			•	•	•		•	•			•	•	•	6
3.	都市農業	振興におり	ナる課題	<u> </u>			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1 3
第4	都市農業	美振興の基	本施策、	、施策	運	目及	び目	目標	雲像	•		•	•		•	•	,	1 5
基本	本方針 1	持続可能	な都市	農業の	推过	進•	•		•	•		•	•		•	•	,	1 7
基本	本方針 2	広く親し	める都で	市農業	きの扌	推進			•	•	•	•	•		•	•	,	1 8
基本	本方針3	都市農業	の多様	な機能	≘の‡	隹進	• •		•	•	•	•	•		•	•	,	2 0
第5	都市農業	美振興施 策	で推進し	のため	うに並	公要	な事	厚	į •	•	•	•	•		•	•	,	2 2
1.	土地利用	に関する詞	計画への	位置	付け	•	•		•	•	•	•	•		•	•	,	2 2
2.	グリーン	インフラ	としての	都市	農地	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	2 2
*岐	南町都市	農業振興	基本計画	策定	委員	会要	更綱		•	•	•	•	•		•	•	,	2 3
*岐	南町都市	農業振興	基本計画	策定	委員	会才	員	名詞	簿	•	•		•		•	•	,	2 5

第1 はじめに

1. 岐南町都市農業振興基本計画策定の趣旨

岐南町では、町域の約16.2%、128.7haの農地において、町民のニーズに対応した新鮮かつ安全・安心な品質の高い農作物の生産が行われており、町内の農産物直売所「おんさい広場」やスーパーマーケットを通じて、近隣飲食店や消費者に提供されている。

また、近年、町民の農業や食に対する意識は高まり、その価値観も多様化し、町内の 農業には、農作物の供給だけでなく、農業体験の場の提供、農業者との交流、癒しの緑 地空間の提供、良好な景観の形成、防災空間として活用といった多様な機能の発揮が期 待されている。

平成27年4月に施行された「都市農業振興基本法」(以下、「基本法」という。)に 基づく、国の「都市農業振興基本計画」(以下、「国基本計画」という。)では、都市農業 の多様な機能が再評価されるとともに政策課題として明記され、農地の位置付けが「宅 地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として大きく転換された。

また、岐阜県においても平成28年4月に、「ぎふ農業農村基本計画(以下、「県基本計画」という。)が策定され、国・県において新たな農業施策の方向性が示された中、本町の都市農業を維持し、町民の意識やライフスタイルの変化に対応していくため、基本法等の趣旨を踏まえた「岐南町都市農業振興基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定することとする。

2. 基本計画における都市農業の定義

基本計画における都市農業は、基本法第2条において「市街地及びその周辺の地域に おいて行われる農業」と定義されていることから、一部を除き、町内のほぼ全域が市街 化区域である本町においては、「町内で行われる全ての農業」をいうものとする。

3. 基本計画の位置付けと計画期間

基本計画は、基本法第10条に基づき定めるものであり、国の地方計画として、令和3年度から7年度までの取り組みについて定めるものとする。

基本計画は、町のまちづくりの最上位計画である「岐南町総合計画」に即し、都市を 構成する様々な要素に関して、将来あるべき姿をまとめた「岐南町都市計画マスタープ ラン」との整合性を図りつつ定めるものとする。

なお、5年毎に見直しを行うこととし、国・県の制度改正など、社会情勢の変化など により新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の見直しを行うこととする。

第2 関係する団体等の役割と期待されること

1. 行政等

国は、基本法の理念の実現に向け、相続税の納税猶予制度の見直しや、固定資産税において農地の保有コストを低減する措置など、農地所有者の営農継続意欲を高め、都市農業の多様な機能の維持発揮を図るべく、必要な制度の見直しを進めていくことが期待される。

県は、県基本計画の理念実現に向け、国、町等の関係機関と連携し、的確な情報提供、関係者との調整、技術的、財政的な支援を行うとともに、施策の実施後は評価・検証を行い、着実に次の施策に反映させる。特に、都市農業の有する多様な機能に対する地域住民の理解促進を図り、都市農業は都市における貴重な資源であるとの認識のもと、地域住民を含めた全ての関係者の協力により農地の有効な活用及び適正な保全を図られるよう振興策を講じていくことが期待される。

町は、地域に最も身近な地方公共団体として、地域において主導的な役割を発揮しつつ、関係団体と連携して地域のニーズに応じた施策を展開していくことが求められる。また、少子高齢化や人口減少が進行する中、地域活力やコミュニティ機能が低下していくことが見込まれることから、農作物の供給だけでなく、農業体験などを通じた交流機会の創出や、教育・福祉と連携した農業の展開など、地域社会の活性化に向けた施策を主導的に推進することが必要である。

2. 農業協同組合等関係団体

農業協同組合等関係団体は、町等の関係機関と連携し、農産物直売所「おんさい広場」 の振興や小売業との連携など、販路の多角化や開拓による販売力の強化、安定的な農業 経営の育成に努めることが求められる。

また、営農指導や各種研修の実施、農業者同士の交流を促すネットワークの構築、さらには農業祭などのイベント等を通じて地域住民との交流の促進など、都市農業の理解を得る取り組みの推進により、農業者の営農環境の維持改善を図ることが期待される。

3. 農業者

農業者は、地域住民への安全・安心で新鮮な農作物の供給、防災空間の確保や身近な 農業体験機会の提供など、良好な都市生活環境の形成にも重要な役割を果たしている。 本町の農地は小規模かつ分散化しており、生産に特段のコストが発生しているため、身近に多くの消費者を抱えるという利点を活かした販売や、食品事業者との連携による新商品開発や販路拡大など、高付加価値な農業を展開していくことが求められる。

また、地域に必要とされる農業展開として、市民農園・体験農園・観光農園等の充実については、農業経営の一環としても積極的に取り組むことが期待される。

さらに、都市農業の継続には、農業者個人の努力に加え、地域住民の理解が不可欠である。児童や生徒が農業を学ぶ場の提供や地域住民との交流機会の提供など、地域社会に必要とされる農業の展開が求められる。

4. 町民

農業者との交流や農作業体験への参加などにより、農地が貴重な地域資源であることを認識し、営農への理解、協力についての意識向上により、営農環境の確保や農地の保全に対する協力が求められる。

第3 都市農業の現状・課題

1. 都市農業をめぐる状況の変化

(1)都市計画区域

高度経済成長期の宅地需要等に対応するため、昭和43年に新都市計画法が制定され、 市街化区域は「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされた。 このため、都市農業施策は、当面の営農継続に必要な措置に限定されていた。

(2) 宅地化農地

農地は一般農地と市街化区域内農地に区分され、固定資産税についてそれぞれ評価方法が異なる。一般農地とは市街化調整区域内の農地のことであり、農地として評価し課税され、市街化区域農地は、将来宅地として転用されることが見込まれるため宅地並みとして評価し課税される(図1)。

昭和60年代に入り、三大都市圏を中心として地価が高騰する中、固定資産の税負担 が急増しないように負担調整措置が講じられたが、市街化区域内農地においては、宅地 への需要が高まり宅地化が強く求められることとなった。

(図1) 農地の保有に対する税金の状況

		固定資	資産税	相続税				
区	分	評価	課税基準	納税猶予	納税猶予の			
		中十二川	林忱 基毕	措置	免除要件			
農新地域及び 市街化調整区域内農地		農地評価	農地課税	あり	終身			
市街化	一般 宅地並評		農地に準じ た課税	あり	20 年			
区域内農地	生産緑地	農地評価	農地課税	あり	終身			

(出典: H30 農林水産省作成資料)

(3) 食料・農業・農村基本法

平成11年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」では、都市農業を「都市及びその周辺における農業」と規定し、その振興を初めて謳った。その後、食の安全への意識の高まりや農業へ関心をもつリタイア層の増加、学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解の高まり、また、人口減少に伴う住宅需要の沈静化や、阪神・淡路大震災や東日本大震災を機に防災意識が向上したことなどにより、都市農業をとりまく情勢は大きく変化した。

(4) 都市農業振興基本法

都市農業が、国の農業政策の中に位置付けられてから16年が経過した平成27年4月、基本法が衆議院、参議院両院での全会一致により可決され成立、施行された。基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義し、平成28年5月に閣議決定された国基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた市街化区域内農地の位置付けを「あるべきもの」へと転換、環境共生型の都市を形成するうえで、農地を重要なものとして位置付ける方向が示された。都市農業振興の大きな転換点になったと言える。

2. 本町における都市農業の現状

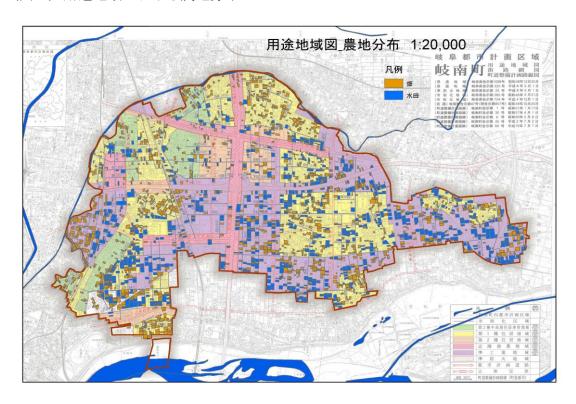
(1) 町内の農業

町内の農地は耕地面積の9割以上が市街化区域に該当し、宅地や工業用地の中に点在 していることから効率的な農作業が行われにくくなっている(図2)。

交通アクセスの良さや小中学校の給食費無料化などの子育て支援により、町の人口は増加を続けている。近年、宅地化が進み、農地面積が減少するとともに、農業者の高齢化と後継者不足が同時に進行しているため、耕作を行う農家戸数も減少している(図3,4,5)。所有する農地の利用・耕作状況において、「草のおもり程度でほぼ休耕状態」と「まったく管理できていない状態」の農地が2割程度存在することから、今後も担い手不足が解消されない場合、作付け不可能となり、耕作放棄地が増加することが懸念される(図6)。

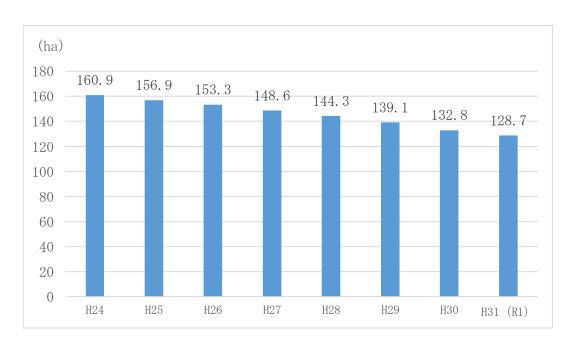
本町は飛騨・美濃伝統野菜に認定されている「徳田ねぎ」の生産地である。町の特産品として振興されており、町のマスコットキャラクターは徳田ねぎをモチーフにした「ねぎっちょ」で、町民に親しまれている。徳田ねぎは学校給食で使用されているほか、町のイベント「ぎなんフェスタ」では例年、種が生産者により配布されており、家庭においても栽培が行われている。

(図2) 用途地域における農地分布



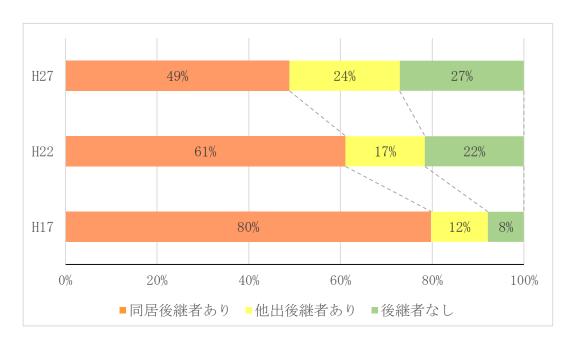
(出典:R1岐南町農地等現状分析)

(図3) 農地面積の変遷



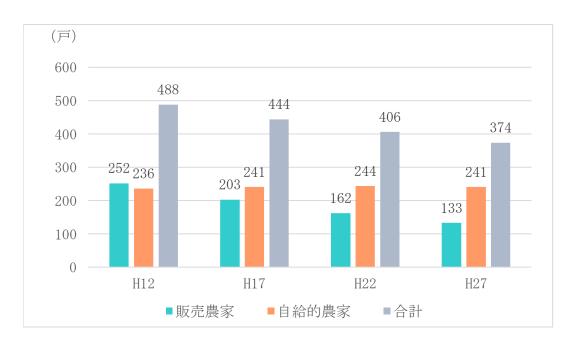
(出典:ぎなんの統計)

(図4) 後継者の有無別農家数の割合



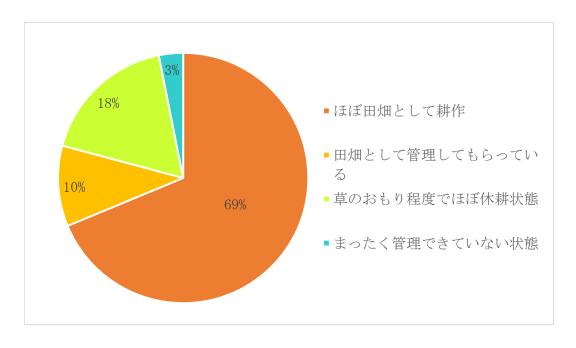
(出典:農林業センサス)

(図5)農家・販売農家の変遷



(出典:農林業センサス)

(図6) 所有する農地の利用・耕作状況



(出典: R2農業者向けアンケート)

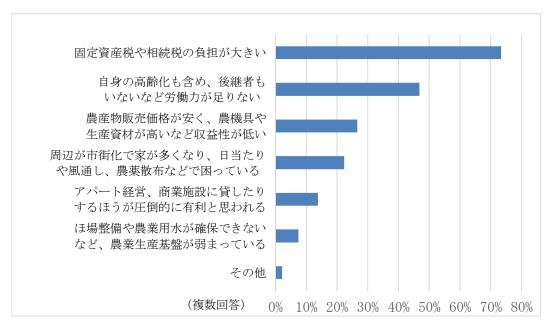
(2) 農業者のすがた

農業者は地域住民への配慮や、相続の発生による農地の小規模化といった都市農業特有の課題に対応しつつ、農業経営の継続を図っている。町内の農業者の約13%が相続税納税猶予制度を利用している。

町内の農業者は、小規模零細、自給的農家が大半を占め、家計における農業経営への 依存度は低いものの、農業を継続する上で「固定資産税や相続税の負担が大きい」や「自 身の高齢化も含め、後継者もいないことなど労働力が足りない」、「農産物販売価格が安 く、農機具や生産資材が高いことなど収益性が低い」など、多くの支障を感じている(図 7)。また、町内の農業者の8割以上が60歳以上であり、高齢化が進んでいる。労働 力不足により営農に支障が出ている農業者も多く、多方面からの支援が求められている (図8)。

町の特産品である徳田ねぎの出荷者及び出荷量が減少し続けているため、徳田ねぎの 振興を目的として、生産団体は補助金を活用し、イベントでの種の配布や、近隣市町と 連携を取りながら、広くアピールする機会を作っている。また、毎年全国の生産地で開 催されている「全国ねぎサミット」に参加し、生産者間交流や販売などを行っている。

(図7)農業を継続する上での支障



(出典: R2農業者向けアンケート)

(図8) 農業者の年齢



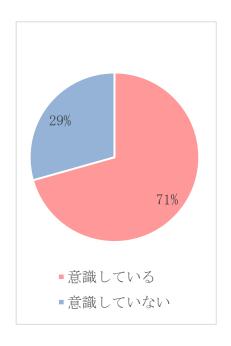
(出典: R2農業者向けアンケート)

(3) 町民の意向

農地は町民にとって身近な存在であり、農作物の供給という本来の役割以外にも、生活にやすらぎをもたらす緑地空間、農業体験や学習の場として、また、防災空間としての機能を有していることから、都市農業の必要性が認識されつつある。

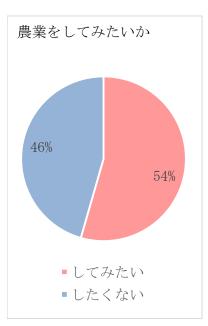
農作物の購入時に産地を意識している町民は約7割と、地元産農作物の地産地消への 関心も高いことが伺える(図9)。また、本町においては、農業に携わりたいという一 定の町民ニーズがあり、その方法としては、「家庭農園など趣味でしたい」、「親子で参 加できる農業体験イベントに参加してみたい」という意向が強い(図10)。町内には市 民農園や体験農園が点在しており、8割程度の利用状況である。

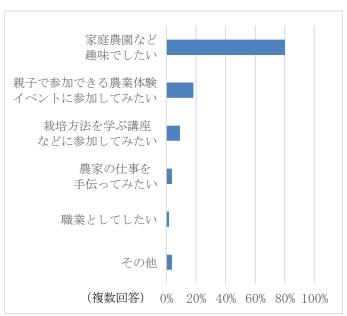
(図9) 産地に関する意識



(出典: H30 町民アンケート)

(図10) 農業に関する意識





(出典:H30町民アンケート)

3. 都市農業振興における課題

(1) 生產振興

- ① 町内は宅地や工業用地の中に農地が点在しているため、小規模農業者が多い。 小規模農業者は特に税負担や担い手不足などの問題が重くのしかかっている ため、小規模ながらも収益性の高い農業者に対し、より積極的な支援が必要で ある。
- ② 町内には生産地を意識している消費者が多いことから、地元ブランドであることをアピールできる「おんさい広場」などにおいて、地産地消を推進していくことが必要である。
- ③ 徳田ねぎの生産拡大とブランド化を図るため、町内だけでなく、近隣市町へブランドのアピールができる取り組みが必要である。

(2) 担い手確保

① 町内農業者の8割以上が60歳以上であり、農業者の高齢化や担い手不足は営 農継続への深刻な支障となっているため、新規就農希望者や後継者への支援が 必要である。

(3) 販路拡大

- ① 直売所での販売を促進するため、インショップなど、更なる販売機会の拡大が 必要である。
- ② 学校給食に地元産農作物を積極的に使用することによる地産地消や、食育の推進のため、県の補助金等の活用及び農業者、農業協同組合等との連携を図る必要がある。

(4) 町民との共生

- ① 町民との話し合いや交流による、相互理解の推進が必要である。
- ② 農薬の散布や肥料の臭い等の地域住民への配慮から発生するコストへの支援が必要である。
- ③ 親子で参加ができる農業イベントなどに関わりたいと考える人が一定数いるため、農業体験する場の更なる提供などにより、みんなで都市農業を守っていくという意識の醸成を行う必要がある。
- ④ 町民が都市農業の多様な機能や営農課題等を知る、学ぶ機会の充実が必要である。

(5) 多様な機能

- ① 都市部の農地においては、多様な機能が期待されることから、小規模でも農業を継続し、農地を残していくことが必要である。
- ② 市民農園や体験農園等の農業体験を通じて、レクリエーションの場としての役割を提供することが必要である。
- ③ 災害時の避難場所、火災時の延焼防止、ゲリラ豪雨時の貯水機能等、宅地に点在する農地の防災上の役割を活用することが必要である。
- ④ 景観の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、農地の持つ多様な機能を町民に 広く周知することが必要である。

(6) その他

- ① 農地の保全のため、自給的農家が営農を継続できるような支援策が必要である。
- ② 農業者の高齢化により、宅地としても農地としても活用されない土地が増加するものと想定されることから、農地活用の方向性を明確化していくことが必要である。
- ③ 相続税納税猶予は、長期営農などの条件や営農が続けられなかった場合の追徴金などがハードルとなっていると考えられるため、税制面での措置等を検討する必要がある。また生産緑地についても検討を進める必要がある。
- ④ 就労機会等において農業分野と福祉分野が連携するには、相互理解が必要である。取り組みを始めようとしても、両分野の知識や情報を得る機会がないことや農業福祉連携のためには一定の設備が必要となることから、その対策を講じていくことが必要である。

第4 都市農業振興の基本施策、施策項目及び目標像

国基本計画、県基本計画に基づき、また岐南町第6次総合計画とも整合性を図りなが ら、今回策定する「基本計画」を基に、都市農業の振興を行うものとする。

都市農業の振興にあたっては、営農意欲の高い農業者のみではなく、自給的農家や自 営困難な農地所有者も対象とすることが必要である。

また、都市農業の振興には町民の理解と協力が不可欠であることから、町民に必要とされる都市型の農業とならなければならない。

これらを踏まえ、基本計画では、

「持続可能な農業を推進し、都市農業の多様な機能による、緑あるまちづくり」

を目標像とする。

基本計画における都市農業の振興により、今後の町内農地面積について、以下の数値目標を定める。

	R1(実績)	R 7
予測推移(ha)	128.7	101.7
目標(ha)	128.7	108. 2

目標像並びに数値目標の実現が図られるよう、次の3つの基本方針と6つの施策を提示する。また、施策の推進と、基本計画の適切な見直しを実施するにあたり農業者を中心に構成する「岐南町農業振興協議会」を設置する。協議会では、新たな行動に自ら取り組む農業者や関連事業者らにより具体的なアクションプランを議論する。

基本方針1 持続可能な都市農業の推進

施策(1)生産性及び所得の向上

① 農作物の生産拡大

収益性の高い農作物の生産拡大を図るため、農機具、パイプハウス等生産施設の導入を支援する。また町特産品の生産拡大を図るため、特産品振興事業等により支援を行う。

② 生産性の向上

生産性の向上を目的に導入する農業施設等の整備を支援し、農業者の営農意欲と農業所得の向上を図る。

③ 新規品目の導入

既存の品目の経営の安定化に加え、新規品目の導入を支援する。水田を利用 した農作物として、米と比較して収益性や労働生産性の高い戦略的作物を導 入するなど、低コスト化や将来的な量産化を見据えた新規品目の導入を支援 する。

④ ブランド化と6次産業化

これまで町は、特産品として「徳田ねぎ」を地域ブランド化させる取り組みを行ってきた。引続き「徳田ねぎ」のブランド化を推進するとともに、新しい品目の発掘、地域ブランド化を推進する。

また、農業者自らによる農産物加工品の開発、生産、販売活動や、健康・安全志向の消費者ニーズに対応した食品関連企業や飲食店との連携による商品開発など、新たな販路拡大に向けた6次産業化への取り組みを支援する。

⑤ 地産地消

農業者と町民が直接交流し、地元農作物やそれらを使用した加工食品、地元 農作物を使用した食品の提供などを行うマルシェの開催等、地産地消を推進 する取り組みを支援する。また、町民に対して、農地が有する多様な機能や、 それらの効果を享受していることなどを様々な形で周知し、理解を得ること により、地元産農作物の積極的な買い支えを推進する。

⑥ 営農意欲の向上

意欲の高い優秀な農業者を表彰し、営農意欲の高揚を図る。また、新たな農業経営の実現に意欲のある農業者に対し、クラウドファンディングの活用を支援する。

⑦ 農業用施設の整備

都市農業の振興を継続的に行うため、農業用水の維持管理など施設の整備を 行う。

施策(2)担い手・後継者の確保

① 担い手確保

農業者の高齢化が深刻化し、将来的に家族経営の維持が困難になる農家が増加することが予想されるため、援農ボランティアの養成などによる支援体制の充実や、新規就農者の確保・育成を図る。

② 農地のマッチング

地域農業の担い手となるべき多様な人材に対して、作業効率の改善につなが る利用集積ができるよう土地利用の意向調査を行い、マッチングを推進する。

③ 農業者支援

新たに就農する若手農業者や女性農業者を支援する。消費者目線・生活者目線を農業に活かせられることが期待され、農業と地域の活性化や6次産業化の担い手としても期待される存在であることからも、積極的に就業を支援する。

④ 農業技術の継承

農業技術等の取得や継承に向けた各種研修の実施を支援する。また、研修を受けた者に対し、農地・農作業のマッチングを行うことにより、実際に農業を実践できるよう支援する。

⑤ 後継者育成の支援

農業者の高齢化等に備え、担い手の育成に努める。新たな農業者の育成を目 的とした農業塾や講習会などの開催を支援する。

⑥ 生産緑地制度

コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域内農地を保全する必要性 が高まっていることを踏まえ、面積要件や農業者の年齢要件など独自の基準 についても考慮し、持続的な都市農業の実現のため、今後制度の導入につい て検討していく必要がある。

基本方針2 広く親しめる都市農業の推進

施策(1)販路拡大・直売所の充実

① 販路拡大

町は交通量の豊富さに伴う人的交流が盛んな地理的特徴を有していることから、その地域特性を活かし、安定的な収入確保に寄与されるよう食品事業者、飲食店と連携し、地元産農作物の新たな販路拡大を支援する。

② 直売所の支援

地元産農作物や加工品を購入できるよう、直売所等の活動を支援する。一日

当たりの出荷者数の増加を推進し、年間売上金額の増加を図る。

③ 情報発信

ホームページ等を通じて農作物や直売所等のアピールを支援する。町の農作物やその特徴、販売所等を町内外に向けてアピールすることで、地元産農作物の認知度を向上させ、消費を推進していく。また、町民が地元産農作物に愛着を持つことで、地域農業への理解の推進にもつなげる。特に、町外への特産品をアピールしていくことで、認知度向上を図り、農作物の販売において、有効な環境づくりを目指す。

岐阜連携都市圏における「ぎふべジ事業」に参加し、テレビや配布物を用いたアピールを実施し、地産地消を推進するとともに、広域で地域の農作物の魅力を発信していく。

④ 販売機会の充実

生産者から出荷した新鮮な農作物を町内や近郊の市町にあるスーパーマーケットを中心としたインショップ形式の直売所で販売したり、マルシェなどへ出店し販売するなどの機会の拡大を支援する。

⑤ 学校給食による食育

学校給食における地元産農作物の使用については、農業者、流通業者、調理センター、学校が連携し、地域の実態を踏まえた供給体制の整備等を支援する。学校給食に地元産農作物を取り入れ、新鮮で旬な食材を使用した給食を通じて、子どもたちが食や地域環境への関心や愛着を深め、生産者への感謝の気持ちと豊かな人間形成が図られるよう、学校給食における地産地消による食育を推進する。

施策(2)町民に親しまれる農業の実現

① 町民と農業者の相互理解

都市農業の継続には、町民の理解と協力だけでなく、農業者の歩み寄りも不可欠であることから、農業者による出前授業や農作業体験を通じて、都市農業や地域の農作物への理解促進を図る。

② 町民との共生

消費地内にあることが経営のメリットである一方、町民の住環境に配慮した 営農が求められるため、町民と共生する農業経営を支援する。地域住民に対 する農業機械の騒音防止対策や、農業残渣を適切に処分することにより野焼 きなどを防止するなど、地域住民と共生し農業経営を行える取り組みを推進 する。

③ 環境に配慮した農業

自然環境維持のため、環境負荷の軽減や生物多様性に配慮した「人と環境に やさしい農業」を支援する。農薬の飛散防止はもちろんのこと、化学肥料や 農薬の使用制限による環境負荷の軽減を推進する。

④ 農業に親しむ機会の充実

市民農園や体験農園、観光農園等、農業体験型のサービスの提供を支援するとともに、町民の憩いの場や交流の拠点となるよう運営・管理を支援する。収穫体験の取り組みを通じて、農業者は収穫、選別、包装、出荷等の労力が軽減されるとともに、体験費用の設定などの工夫次第では応分の収益も期待できる。また、参加者は農業に対する理解が深まるとともに、新鮮な野菜を手に入れることができる。

⑤ 学校教育との連携

学校と連携し、農業体験学習をしたり、学校給食へ地元農作物を取り入れたりすることで、子どもたちの農業に対する理解を深め、将来農業を志す人材が生まれるような環境づくりを推進する。

基本方針3 都市農業の多様な機能の推進

施策(1)農業福祉連携への支援

① 農業福祉連携

農業者が福祉施設や福祉団体と連携して行う農業福祉連携事業を支援する。 高齢者には新たな就労機会や健康のための活動として、障害者には社会適応 訓練や就労支援として、それぞれが農業に携わることにより、農業者には高 齢化による担い手不足、耕作放棄等の課題の解決に繋がることが期待される。

施策(2)防災空間としての活用

① 保全と活用

農地は大雨の際には雨水を保水し、火災の際には延焼を防止する機能を持つ。 また、地震の際には住民の避難場所、仮設住宅建設用地、災害復旧用の資材 置き場等としても活用するなど、防災空間としての多様な役割を担っている。 農地を防災空間として保全し活用できるよう、農地所有者と町が事前に協定 を結び、防災協力農地として登録する制度について検討する。

② 認識の向上

災害時に、農地を防災空間として有効に機能させるため、セミナーや説明会 の開催や避難所マップの作成等を行い、町民の理解を促進する。また、自治 会等の自主防災組織との連携により、ビニールハウス等を用いた防災訓練を 実施し、防災機能を実際に体験することにより、町民の防災空間としての農 地の役割についての認識の向上を図る。

③ 災害への備え

農地における防災兼用井戸や防災兼用倉庫等の設置など、農地の防災機能の維持や強化等の取り組みを支援する。

第5 都市農業振興施策の推進のために必要な事項

1. 土地利用に関する計画への位置付け

高度成長に伴う都市化に対応するため制定された現行の都市計画法は、増加する人口の受け皿として、計画的な市街地の開発に重点が置かれてきた。人口減少により、農地の宅地化による都市の拡大から、人口規模や地域の特性に応じた都市政策へ転換されるなど、社会情勢の変化に対応した持続可能な土地利用への転換が求められるため、新たな視点による土地利用策を確立することが必要であり、計画的な農地の保全・活用を図ることが重要となる。

岐南町都市計画マスタープランでは、市街化区域内の農地について、町民の日常生活を良好にする緑空間となることから、市街化を優先しつつも、市街地との共存を図っていくこととしている。良好な自然環境づくりが行われる都市農地の保全の方向を示すことで、町農業の役割を明確化し、都市と緑・農が共生するまちづくりに向けた総合的な取り組みが重要となる。

2. グリーンインフラとしての都市農地

農地は様々な生態系サービス(自然から得られる便益)を住民に提供しており、都市における「グリーンインフラ」として重要な要素である。具体的には、都市農地は、微気象緩和や炭素固定等の気候調節、雨水浸透や洪水緩和を通じた水循環の健全化、大規模災害時の避難スペース等の提供、食料や鑑賞資源等の提供、レクリエーションや教育の場の提供など、地域住民に対して様々な便益をもたらしている。一方で、土埃や農薬の飛散、農業機械の騒音、人に害のある野生生物の増加といった生態系のディスサービス(負の便益)も存在する。生態系サービスを最大化させ、ディスサービスを最小化させることが求められる。また、グリーンインフラの要素として都市農地の保全に取り組むには、農地以外の都市緑地(公園、緑地、河川、街路樹、庭木等)とのバランスにも考慮しつつ、より高い生態系サービスを発揮し得る農地を優先的に保全する視点が重要である。

令和2年3月26日 告示第53号

(設置)

第1条 都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第10条第1項の規定に基づき、 岐南町における都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため 岐南町都市農業振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、基本計画の策定について調査審議し、その意 見を答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 農業者の代表者
 - (3) 農業団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も同様とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その 職務を代理する。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、公開とする。ただし、個人の秘密保持その他公益上の必要があると認め るときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

岐南町都市農業振興基本計画策定委員会委員 名簿

役職	氏名	所属			
会長	前澤 重禮	岐阜大学応用生物科学部 教授			
副会長	渡邉 一成	地域農業再生協議会			
委員	岸桐 隆彦	農業委員会			
委員	葛谷 文春	東楽々市協議会			
委員	浅野 篤志	自治会連合会			
委員	松澤 みどり	食生活改善推進連絡協議会			

※順不同

岐南町都市農業振興基本計画 発行年月 令和3年3月 発行 岐南町 〒501-6197 岐南町八剣7丁目107番地

> TEL 058-247-1331 FAX 058-247-9904

URL https://www.town.ginan.lg.jp/